

【年度の始期・終期改正に伴う移行措置について】

1. 平成26年度を、平成26年1月1日より平成27年3月31日までとする。

- (1) 班長の任期を3月間延長する。
- (2) 延長に伴い、班長手当てを3,000円とする。(通常は2,000円)
- (3) ・12月に実施していた班長会は、従来通り実施する。(お札分け)
・役員及び班長の反省会は3月に実施する。
- (4) 1月に実施していた総集会での収支決算報告は、27年の通常総会で行う。
- (5) 自治会費、協力金の集金について

① 26年度の集金

・26年度上半期自治会費	}	26年 2月集金
・25年度後期協力金		
・25年度協力金		

・26年度下半期自治会費	}	26年 7月集金
・26年度前期協力金		
・26年度協力金		

・26年度後期協力金	27年 2月集金
------------	----------

② 27年度の集金

・27年度前期自治会費	}	27年 6月集金
・27年度前期協力金		
・27年度協力金		

・27年度後期自治会費	}	27年12月集金
・27年度後期協力金		

(6) 各種団体への補助金

- ① 26年度分 26年2月に支払い
- ② 27年度分 27年5月に支払い

(7) 使用料等の支払い

- ① 26年度分 26年2月に支払い
- ② 27年度分 27年6月に支払い

(8) 使用料等の徴収

- ① 26年度分 随時徴収
- ② 27年度 27年12月徴収

(9) 総集会、村役の出不足

- ① 27年度分
 - ・27年度前期自治会費に合わせて(26年6月～27年5月分)
 - ・27年度後期自治会費に合わせて(27年6月～27年11月分)

2. 通常総会及び臨時総会

(1) 1月開催の総集会 → 4月の通常総会

(2) 9月開催の総集会(村役の後)
 2月開催の総集会(伊勢迎いの後) 規約に示す内容が生じた時、
 臨時総会